

諮問第46号

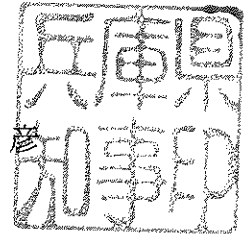
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づいて行う知事許可漁業の公示について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、下記知事許可漁業につき制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定に基づき、諮問します。

令和3年9月3日

兵庫県知事 齋藤元彦



記

- 1 小型機船底びき網漁業
- 2 瀬戸内海機船船びき網漁業
- 3 機船船びき網漁業
- 4 はなつぎ網漁業
- 5 五智網漁業
- 6 刺し網漁業
- 7 ひき縄漁業
- 8 たこつぼ漁業
- 9 せん漁業
- 10 あわび漁業
- 11 なまこ漁業

### R3.9.10委員会諮問一覧

漁業の種類	漁業種類	許認可方針 地区名	許認可申請期間	許認可有効期間	目次	公報日	原稿
小型機船底びき網 漁業	一般	明石浦	R3.9.28 ~ R3.10.29	許可の日 ~ R4.3.31	P1~P4	2021/9/28	2021/9/16
		西播	R3.9.28 ~ R3.10.29	許可の日 ~ R4.3.31		2021/9/28	2021/9/16
	手繰第3種石こ ぎ網	神戸市東部	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R6.10.31	P5~P6	2021/9/28	2021/9/16
瀬戸内海機船船び き網漁業	いわし・いかなご 船びき網	淡路市東浦	R3.9.28 ~ R3.10.29	許可の日 ~ R5.12.31	P7~P8	2021/9/28	2021/9/16
瀬戸内海機船船び き網漁業	さより船びき網	佐野、釜口	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R5.12.31	P9~P12	2021/9/28	2021/9/16
機船船びき網漁業	さより船びき網	佐野、釜口	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R5.12.31		2021/9/28	2021/9/16
		丸山	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R4.12.31		2021/9/28	2021/9/16
はなつぎ網漁業	さわら、たいはな つぎ網	東二見	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R6.12.31	P13~P14	2021/9/28	2021/9/16
五智網漁業	たい、はまち五 智網	江井島、二見町、 播磨町	R3.9.28 ~ R3.10.29	許可の日 ~ R6.3.31	P15~P17	2021/9/28	2021/9/16
		岩屋	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R6.3.31		2021/9/28	2021/9/16
		北淡	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R6.3.31		2021/9/28	2021/9/16
刺し網漁業	建網	津名	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R4.12.31	P18~P21	2021/9/28	2021/9/16
	建網	岩屋	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R4.12.31		2021/9/28	2021/9/16
	きす流網	岩屋	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R6.3.31		2021/9/28	2021/9/16
ひき縄漁業	ひき縄	神戸市東部	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R4.12.31	P22~P25	2021/9/28	2021/9/16
		神戸市	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R4.12.31		2021/9/28	2021/9/16
		明石浦	R3.9.28 ~ R3.10.29	許可の日 ~ R4.12.31		2021/9/28	2021/9/16
		江井ヶ島	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R4.12.31		2021/9/28	2021/9/16
		魚住	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R4.12.31		2021/9/28	2021/9/16
		二見町	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R4.12.31		2021/9/28	2021/9/16
		岩屋	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R4.12.31		2021/9/28	2021/9/16
		北淡	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R4.12.31		2021/9/28	2021/9/16
		高砂市	R3.9.28 ~ R3.10.29	許可の日 ~ R4.12.31		2021/9/28	2021/9/16
たこつぼ漁業	まだこ・いいだこ つぼ	東二見	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R6.12.31	P26~P27	2021/9/28	2021/9/16
		播磨町	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R6.12.31		2021/9/28	2021/9/16
	たこつぼ	津名	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R6.12.31		2021/9/28	2021/9/16
		南あわじ	R3.11.15 ~ R3.12.16	R4.1.1 ~ R6.12.31		2021/9/28	2021/9/16

漁業の種類	漁業種類	許認可方針 地区名	許認可申請期間	許認可有効期間	目次	公報日	原稿
せん漁業	いかかご	播磨町、東播磨、 高砂	R3.9.28 ~ R3.10.29	許可の日 ~ R5.4.14	P28~P29	2021/9/28	2021/9/16
あわび漁業	機船あわび漁業	兵庫	R3.10.15 ~ R3.11.15	R3.12.1 ~ R4.11.30	P30~P32	2021/9/28	2021/9/16
		神戸	R3.10.15 ~ R3.11.15	R3.12.1 ~ R4.11.30		2021/9/28	2021/9/16
		伊保	R3.10.15 ~ R3.11.15	R3.12.1 ~ R4.11.30		2021/9/28	2021/9/16
		大塩町、的形	R3.10.15 ~ R3.11.15	R3.12.1 ~ R4.11.30		2021/9/28	2021/9/16
		姫路市八木、白 浜、中部、網干	R3.10.15 ~ R3.11.15	R3.12.1 ~ R4.11.30		2021/9/28	2021/9/16
		家島町	R3.10.15 ~ R3.11.15	R3.12.1 ~ R4.11.30		2021/9/28	2021/9/16
		由良町B	R3.10.15 ~ R3.11.15	R3.12.1 ~ R4.11.30		2021/9/28	2021/9/16
		由良町C	R3.10.15 ~ R3.11.15	R3.12.1 ~ R4.11.30		2021/9/28	2021/9/16
		岩屋	R3.10.15 ~ R3.11.15	R3.12.1 ~ R4.11.30		2021/9/28	2021/9/16
		岩見	R3.10.15 ~ R3.11.15	R3.12.1 ~ R4.11.30		2021/9/28	2021/9/16
	あわび漁業	兵庫	R3.10.15 ~ R3.11.15	R3.12.1 ~ R4.11.30		2021/9/28	2021/9/16
		由良町A	R3.10.15 ~ R3.11.15	R3.12.1 ~ R4.11.30		2021/9/28	2021/9/16
なまこ漁業	機船なまこ漁業	兵庫	R3.9.28 ~ R3.10.15	R3.11.1 ~ R4.10.31	P33~P35	2021/9/28	2021/9/16
		神戸	R3.9.28 ~ R3.10.15	R3.11.1 ~ R4.10.31		2021/9/28	2021/9/16
		伊保	R3.9.28 ~ R3.10.15	R3.11.1 ~ R4.10.31		2021/9/28	2021/9/16
		大塩町、的形	R3.9.28 ~ R3.10.15	R3.11.1 ~ R4.10.31		2021/9/28	2021/9/16
		姫路市八木、白 浜、中部、網干	R3.9.28 ~ R3.10.15	R3.11.1 ~ R4.10.31		2021/9/28	2021/9/16
		家島町	R3.9.28 ~ R3.10.15	R3.11.1 ~ R4.10.31		2021/9/28	2021/9/16
		由良町B	R3.9.28 ~ R3.10.15	R3.11.1 ~ R4.10.31		2021/9/28	2021/9/16
		由良町C	R3.9.28 ~ R3.10.15	R3.11.1 ~ R4.10.31		2021/9/28	2021/9/16
		岩屋	R3.9.28 ~ R3.10.15	R3.11.1 ~ R4.10.31		2021/9/28	2021/9/16
		岩見	R3.9.28 ~ R3.10.15	R3.11.1 ~ R4.10.31		2021/9/28	2021/9/16
	なまこ漁業	兵庫	R3.9.28 ~ R3.10.15	R3.11.1 ~ R4.10.31		2021/9/28	2021/9/16
		由良町A	R3.9.28 ~ R3.10.15	R3.11.1 ~ R4.10.31		2021/9/28	2021/9/16

# 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年9月10日

【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	神戸市東部 (神戸市の内数)			
2	神戸市			
3	明石浦	1隻	1隻	-
4	林崎			
5	江井島			
6	二見町、播磨町、東播磨			
7	高砂			
8	伊保、荒井			
9	姫路市			
10	家島町			
11	西播	1隻	1隻	-
12	由良			
13	洲本炬口、津名			
14	釜口			
15	仮屋、森			
16	岩屋			
17	北淡			
18	一宮町			
19	五色町			
20	湊			
21	南あわじ			
22	福良			
23	南淡、沼島			

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン 未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の1	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごばっち 網漁業	別記1の2	2月5日から 7月15日まで				
		別記1の3	3月1日から 7月15日まで				
西播	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の4	周年	同上	同上	同上	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の4	4月1日から 10月20日まで				
	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業	別記1の5	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の6	10月20日か ら翌年4月30 日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の7	4月1日から 12月31日ま で				
		別記1の8	6月1日から 12月31日ま で				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和4年9月28日から同年10月29日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間  
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年3月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件  
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
明石浦	別記3の2から4まで、6から16まで
西播	別記3の1、4から12まで、17から22まで

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 神戸市兵庫区和田岬から東播磨港伊保灯台より姫路市上島灯台を見通した線までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び神戸市垂水区平磯灯標と鹿ノ瀬カンタマ南灯浮標を結んだ線以南であって、明石市明石港東外港西防波堤灯台から144度の線から明石市明石港東外港西防波堤灯台と淡路市江崎灯台を結ぶ線に至る間の区域を除く。
- 2 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 明石市古波止から197度の線、淡路市江崎灯台中心点と香川県小豆郡小豆島町大角鼻突端とを結んだ直線、同市江井港西防波堤灯台中心点と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線及びその延長線並びに同市飾磨区から明石市古波止に至る間の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 4 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 6 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 7 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 8 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 次のカ、キ及びエを順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しよの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
  - ア たつの市地ノ唐荷島頂上
  - イ 赤穂市取揚島頂上
  - ウ 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
  - エ 岡山県備前市鹿久居島東端
  - オ 岡山県備前市大多府島南端
  - カ オとアを結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
  - キ ウとイとを結んだ直線の延長線とオとアとを結んだ直線との交差点
- 2 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。

- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 4 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 6 たちうおを目的として操業してはならない。
- 7 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 8 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 9 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 10 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 11 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 12 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 13 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 14 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 15 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 16 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、神戸市、明石市界と淡路市松帆埼を結ぶ線以东の大阪湾においては、操業してはならない。
- 17 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 18 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 19 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 20 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。
- 21 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

- 22 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。

## 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年9月30日

- 1 【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業  
 【漁業種類】 手線第2種漁業 なまここぎ網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	明石浦			
2	伊保、大塩町			
3	的形			
4	八木			
5	大津			
6	網干			
7	坊勢			
8	岩見			
9	室津			
10	相生			
11	赤穂市			
12	富島			
13	浅野浦			
14	室津浦			
15	五色町			
16	湊			
17	丸山			
18	一宮町			

- 2 【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業  
 【漁業種類】 手線第2種漁業 かきこぎ網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	室津			
2	相生			
合計				

- 3 【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業  
 【漁業種類】 手線第3種漁業 あさり貝桁網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	東播磨、高砂			
2	大塩町			
合計				

- 4 【漁業の種類】 小型機船底びき網漁業  
 【漁業種類】 手線第3種漁業 石こぎ網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	神戸市東部	9隻	9隻	-
合計				



兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 斎藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市 東部	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1	1月1日から 3月31日まで	別記2	5トン 未満	9隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和6年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 兵庫県、大阪府界からの尼崎沖埋立処分場南西端に至る間の最大高潮時海岸線、並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。

イ 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

ウ たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。

エ 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。

オ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

カ たちうおを目的として操業してはならない。

別記1 操業区域

神戸港第4突堤南東端より164度の線以東の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（第6防波堤、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

## 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年9月10日

- 1 【漁業の種類】 瀬戸内海機船船びき網漁業  
 【漁業種類】 いわし・いかなご船びき網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	芦屋			
2	神戸市			
3	明石市			
4	明石市二見			
5	伊保			
6	西播			
7	洲本			
8	炬口			
9	淡路市東浦	1隻	1隻	-
10	北淡			
11	一宮町			
12	西淡			
13	福良			
14	南淡、沼島			

- 2 【漁業の種類】 機船船びき網漁業  
 【漁業種類】 いわし・いかなご船びき網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	芦屋			
2	神戸市			
3	明石市			
4	明石市二見			
5	伊保			
6	西播			
7	洲本			
8	炬口			
9	淡路市東浦			
10	北淡			
11	一宮町			
12	西淡			
13	福良			
14	南淡、沼島			

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 斎藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
淡路市東浦	いわし・いかなご船びき網漁業	洲本市安乎町平安浦、淡路市里界から淡路市松帆・野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く（注）	周年	別記1	10トン未満	1隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年9月28日から同年10月29日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね別記2に掲げる内容の条件を付けることがある。

別記1 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

（注）「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記2 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後3時から翌日午前4時までには操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年9月10日

【漁業の種類】 瀬戸内海機船船びき網漁業

【漁業種類】 さより船びき網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	芦屋			
2	兵庫			
3	神戸			
4	明石浦、林崎			
5	江井島			
6	二見町、播磨町、東播磨、高砂			
7	伊保			
8	家島町			
9	たつの市			
10	相生、赤穂市			
11	炬口			
12	塩田			
13	佐野、釜口	10隻	10隻	-
14	森			
15	岩屋			
16	北淡、一宮町、五色町			
17	西淡			
18	丸山			
19	福良			
20	阿万			
21	灘(南淡)			
22	沼島			

【漁業の種類】 機船船びき網漁業

【漁業種類】 さより船びき網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	芦屋			
2	兵庫			
3	神戸			
4	明石浦、林崎			
5	江井島			
6	二見町、播磨町、東播磨、高砂			
7	伊保			
8	家島町			
9	たつの市			
10	相生、赤穂市			
11	炬口			
12	塩田			
13	佐野、釜口	6隻	6隻	-
14	森			
15	岩屋			
16	北淡、一宮町、五色町			
17	西淡			
18	丸山	4隻	4隻	-
19	福良			
20	阿万			
21	灘(南淡)			
22	沼島			

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
佐野 釜口	さより 船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	10トン 未満	10隻	別記3

(2) 機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
佐野 釜口	さより 船びき網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン 未満	6隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
佐野、釜口	別記4

別記1 操業区域

淡路市佐野地先海面及び釜口地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 旧漁船法馬力数とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用する者。

ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。

別記4 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内であればならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
丸山	さより船びき網漁業	共第134号共同漁業権の区域	12月1日から翌年3月31日まで	別記1	同上	4隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
丸山	別記3

別記1 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

（注）旧漁船法馬力数とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年9月10日

- 1 【漁業の種類】 はなつぎ網漁業  
 【漁業種類】 さわら、たいはなつぎ網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	東二見	4隻	4隻	-
合計		4隻	4隻	

- 2 【漁業の種類】 はなつぎ網漁業  
 【漁業種類】 さわらはなつぎ網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	西播			



兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第5号に掲げるはなつぎ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
東二見	さわら、たいはなつぎ網漁業	カンタマ灯浮標と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線及びその延長線以北の海面であって明石市大久保町谷八木川尻右岸とカンタマ灯浮標を結ぶ線から姫路市木場港口と姫路市上島を結ぶ線及び上島から180度の線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	4月1日から12月31日まで	別記	10トン未満	4隻	定めなし

(注) 操業区域に共同漁業権の区域を含めることについて、漁業権を有する者から同意があった場合も、操業区域には共第68号共同漁業権の区域を含めず「ただし、共同漁業権共第68号漁業権漁場の区域を除く。」とする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア たこつぼ漁業の操業を妨げてはならない。

イ 操業に際して魚群包囲後は漁船機関の推進力を利用して曳網してはならない。また、揚網時には網船を錨で固定しなければならない。

別記 推進機関の馬力数

110キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）35馬力以下

## 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年9月10日

- 1 【漁業の種類】 五智網漁業  
 【漁業種類】 たい、はまち五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	明石浦、林崎			
2	江井島、二見町、播磨町	1隻	1隻	-
3	岩屋	16隻	16隻	-
4	北淡	13隻	13隻	-
5	福良			

- 2 【漁業の種類】 五智網漁業  
 【漁業種類】 たい、あじ五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	一宮			

- 3 【漁業の種類】 五智網漁業  
 【漁業種類】 たい、あじ、かます五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	南あわじ			

- 4 【漁業の種類】 五智網漁業  
 【漁業種類】 あじ五智網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	西二見			
2	育波			

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 斎藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機 関の馬 力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
江井島 二見町 播磨町	たい、はま ち五智網 漁業	明石市古波止 から高砂市東 播磨港伊保灯 台までの海面。 ただし、共同漁 業権の区域を 除く。(注)	たい	4月1日から 12月31日まで	定めな し	定めな し	1隻	定めな し
			はまち	9月15日から 11月20日まで				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年9月28日から同年10月29日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
江井島、二見町、播磨町	はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期		推進機 関の馬 力数	総トン 数	隻数	漁業を 営む者 の資格
岩屋	たい、はまち 五智網漁業	別記の1	1月1日から12月31日まで		定めな し	定めな し	16隻	定めな し
北淡	同上	別記の2	たい	1月1日から 12月31日まで	同上	同上	13隻	同上
			はまち	9月10日から 11月20日まで				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

区分	条件
操業区域の2に係るもの	はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用 してはならない

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市野島江崎から同市室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年9月10日

- 1 【漁業の種類】 刺し網漁業  
【漁業種類】 建網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	芦屋			
2	神戸市			
3	林崎、江井島			
4	二見町、播磨町、加古川市、高砂市			
5	津名	22隻	22隻	-
6	森			
7	岩屋	27隻	27隻	-
8	浅野			
9	育波			
10	室津浦			
11	五色町			
12	南あわじ			

- 2 【漁業の種類】 刺し網漁業  
【漁業種類】 建廻網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路市			
2	一宮町			
3	五色町			
4	南あわじ			
5	南淡			

- 3 【漁業の種類】 刺し網漁業  
【漁業種類】 あかした刺網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	東浦			

- 4 【漁業の種類】 刺し網漁業  
【漁業種類】 かに刺網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	高砂			
2	家島町			

- 5 【漁業の種類】 刺し網漁業  
 【漁業種類】 さわら・はまち・あじ囲刺し網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることが できる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	二見町			
合計				

- 6 【漁業の種類】 刺し網漁業  
 【漁業種類】 すずき建廻網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることが できる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	高砂			
合計				

- 7 【漁業の種類】 刺し網漁業  
 【漁業種類】 さわら流網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることが できる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	兵庫			
2	坊勢			
3	西浦			
合計				

- 8 【漁業の種類】 刺し網漁業  
 【漁業種類】 ひら流網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることが できる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	坊勢			
2	五色町A			
3	五色町B			
合計				

- 9 【漁業の種類】 刺し網漁業  
 【漁業種類】 きす流網漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることが できる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	仮屋、森			
2	岩屋	15	15隻	-
3	北淡、一宮町			
4	森			
合計				

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
津名	建網漁業	淡路市塩尾橋崎東端から54度700メートルの点と、同市佐野川尻右岸から129度700メートルの点を結んだ線以内の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	周年	定めなし	定めなし	22隻	定めなし
岩屋	建網漁業	淡路市楠本大磯の鼻から同市野島大川に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	周年	定めなし	定めなし	27隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までとする。

**兵庫県告示第 号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
岩屋	きす流網漁業	別記1の1	6月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	15隻	定めなし
		別記1の2	周年				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
岩屋	1 日没から日の出に至る間操業してはならない。 2 操業1統（1隻）につき使用する網数は25把以内（1把の浮子方の長さ16メートル以内）又は使用する網の総延長は、400メートル以内のいずれかでなければならない。

別記1 操業区域

（注）以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 淡路市江崎灯台と播磨灘航路6番灯浮標を結んだ線以南の海面であって淡路市江崎から同市野島大川までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 神戸市播磨塩屋港南防波堤灯台と和歌山県友ヶ島灯台を結んだ線以東の海面であって、淡路市岩屋港北防波堤西灯台と大阪府泉大津沖埋立処分場二号灯を結んだ線以南の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年9月10日

【漁業の種類】 ひき縄漁業

【漁業種類】 ひき縄漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	神戸市東部	1隻	1隻	-
2	神戸市	17隻	17隻	-
3	東明石浦			
4	明石浦	1隻	1隻	-
5	林崎			
6	江井ヶ島	52隻	52隻	-
7	魚住	13隻	13隻	-
8	二見町	19隻	19隻	-
9	播磨町			
10	加古川市			
11	高砂市	1隻	1隻	-
12	姫路市			
13	室津			
14	相生、赤穂			
15	由良			
16	洲本、津名、東浦			
17	岩屋	17隻	17隻	-
18	北淡	66隻	66隻	-
19	一宮町			
20	湊			
21	丸山			
22	阿那賀、福良			
23	南淡、沼島			

【漁業の種類】 ひき縄漁業

【漁業種類】 たちうおひき縄漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	西浦、南浦			

**兵庫県告示第 号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域		漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市 東部	ひき縄漁業	操業区域（別記の操業区域をいう。以下同じ。）の1		周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
神戸市	ひき縄漁業	操業区域の2		同上	同上	同上	17隻	同上
江井ヶ島	ひき縄漁業	操業区域の3		同上	同上	同上	52隻	同上
魚住	ひき縄漁業	操業区域の4		同上	同上	同上	13隻	同上
二見町	ひき縄漁業	操業区域の5		同上	同上	同上	19隻	同上
岩屋	ひき縄漁業	たちうお	操業区域の6	同上	同上	同上	17隻	同上
		その他	操業区域の7					
北淡	ひき縄漁業	操業区域の8		同上	同上	同上	66隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第2防波堤突端まで引いた線、同防波堤、第3防波堤、同防波堤突端から第4防波堤南端灯浮標まで引いた線、同灯浮標から第4防波堤南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤北端から摩耶ふ頭埋立地南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く

2 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮

防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面)及び共同漁業権の区域を除く

3 神戸市兵庫区和田岬から姫路市飾磨区妻鹿までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

4 明石市から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

5 明石市から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

※共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

6 洲本市から淡路市野島に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

7 淡路市仮屋から同市郡家に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

8 淡路市野島江崎から同市江井に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

**兵庫県告示第 号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
明石浦	ひき縄漁業	操業区域の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
高砂市	同上	操業区域の2	同上	同上	同上	1隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年9月28日から同年10月29日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

※共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

2 播磨町から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年9月10日

【漁業の種類】 たこつぼ漁業

【漁業種類】 まだこ・いいだこつぼ漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	林崎			
2	江井島			
3	東二見	25隻	25隻	-
4	西二見			
5	播磨町	5隻	5隻	

【漁業の種類】 たこつぼ漁業

【漁業種類】 たこつぼ漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路市			
2	坊勢			
3	津名	19隻	19隻	-
4	岩屋			
5	五色町			
6	南あわじ	6隻	6隻	-
7	阿万			
8	灘(南淡)			
9	沼島			

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) まだこ・いいだこつぼ漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
東二見	まだこ・いいだこつぼ漁業	別記の1	周年	定めなし	定めなし	25隻	定めなし
播磨町	同上	別記の2	同上	同上	同上	5隻	同上

(2) たこつぼ漁業

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
津名	たこつぼ漁業	別記の3	周年	定めなし	定めなし	19隻	定めなし
南あわじ	同上	別記の4	同上	同上	同上	6隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年11月15日から同年12月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和6年12月31日までとする。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 明石市大久保町から姫路市的形町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 明石市二見町から高砂市荒井町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 淡路市塩尾橘崎東端から54度700メートルの点と、同市佐野川尻右岸から129度700メートルの点を結んだ線以内の海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 南あわじ市松帆慶野から阿那賀に至る地先海面(旧西淡町地先海面)。ただし、共同漁業権の区域を除く。

## 許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限

諮問日 2021年9月10日

- 1 【漁業の種類】 せん漁業  
【漁業種類】 あなご・ばい・かにかご漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	兵庫			

- 2 【漁業の種類】 せん漁業  
【漁業種類】 いかかご漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	林崎			
2	江井島			
3	二見町			
4	播磨町、東播磨、高砂	1隻	1隻	-
5	伊保			

- 3 【漁業の種類】 せん漁業  
【漁業種類】 かさご・めばるかご漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路			

- 4 【漁業の種類】 せん漁業  
【漁業種類】 あなごせん漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路			

- 5 【漁業の種類】 せん漁業  
【漁業種類】 うなぎ筒漁業

地区		公示する 隻数	許可又は起業の認可をすることができる船舶の隻数の上限	
番号	地区名		上限隻数	変更前
1	姫路			

**兵庫県告示第 号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
播磨町 東播磨 高砂	いかかご 漁業	共第19号及び共第20号共同漁業権漁場の区域	4月15日から 7月10日まで	定めなし	定めなし	1隻	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年9月28日から同年10月29日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年4月14日までとする。



許可又は起業の認可をすることができる船舶等の数の上限

諮問日

2021年9月10日

【漁業の種類】

あわび漁業

【漁業種類】

機船あわび漁業(対船)およびあわび漁業(対人)

地区		公示する 隻数等	許可又は起業の認可をすることができる船舶等の数の上限	
番号	地区名		対人 対船	上限数
1	兵庫	5人	対人	5人
		5隻	対船	5隻
2	神戸		対人	0人
		1隻	対船	1隻
3	伊保		対人	0人
		3隻	対船	3隻
4	大塩町、的形		対人	0人
		11隻	対船	11隻
5	姫路八木、白浜、 中部、網干		対人	0人
		9隻	対船	9隻
6	家島町		対人	0人
		14隻	対船	14隻
7	由良町A	37人	対人	37人
			対船	0隻
8	由良町B		対人	0人
		4隻	対船	4隻
9	由良町C		対人	0人
		9隻	対船	9隻
10	岩屋		対人	0人
		14隻	対船	14隻
11	岩見		対人	0人
		5隻	対船	5隻

**兵庫県告示第 号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第5条第1項第2号に掲げるあわび漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 機船あわび漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
兵庫	機船あわび漁業 (注)	操業区域(別記の操業区域をいう。以下同じ。)の1	周年	定めなし	定めなし	5隻	定めなし
神戸	同上	操業区域の2	同上	同上	同上	1隻	同上
伊保	同上	操業区域の3	同上	同上	同上	3隻	同上
大塩町、的形	同上	操業区域の4	同上	同上	同上	11隻	同上
姫路市八木、白浜、中部、網干	同上	操業区域の5	同上	同上	同上	9隻	同上
家島町	同上	操業区域の6	同上	同上	同上	14隻	同上
由良町B	同上	操業区域の8	同上	同上	同上	4隻	同上
由良町C	同上	操業区域の9	同上	同上	同上	9隻	同上
岩屋	同上	操業区域の10	同上	同上	同上	14隻	同上
岩見	同上	操業区域の11	同上	同上	同上	5隻	同上

(注) 漁業種類にある「機船あわび漁業」とは船舶を使用するあわび漁業をいう。

(2) あわび漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
兵庫	あわび漁業 (注)	操業区域の1	周年			5人	定めなし
由良町A	同上	操業区域の7	同上			37人	同上

(注) 漁業種類にある「あわび漁業」とは船舶を使用しないあわび漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年10月15日から同年11月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年12月1日から令和4年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 1 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 2 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 3 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く
- 4 高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く
- 5 姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く
- 6 加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 7 洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 8 明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く
- 9 尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。
- 10 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 11 共第61号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域

許可又は起業の認可をすることができる船舶等の数の上限

諮問日

2021年9月10日

【漁業の種類】

なまこ漁業

【漁業種類】

機船なまこ漁業(対船)、なまこ漁業(対人)

地区		公示する 隻数等	許可又は起業の認可をすることができる船舶等の数の上限	
番号	地区名		対人 対船	上限数
1	兵庫	5人	対人	5人
		5隻	対船	5隻
2	神戸		対人	0人
		1隻	対船	1隻
3	伊保		対人	0人
		3隻	対船	3隻
4	大塩町、的形		対人	0人
		11隻	対船	11隻
5	姫路八木、白浜、 中部、網干		対人	0人
		11隻	対船	11隻
6	家島町		対人	0人
		14隻	対船	14隻
7	由良町A	37人	対人	37人
			対船	0隻
8	由良町B		対人	0人
		4隻	対船	4隻
9	由良町C		対人	0人
		9隻	対船	9隻
10	岩屋		対人	0人
		14隻	対船	16隻
10	岩見		対人	0人
		5隻	対船	5隻

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第3号に掲げるなまこ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年9月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 機船なまこ漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
兵庫	機船なまこ漁業（注）	操業区域（別記の操業区域をいう。以下同じ。）の1	11月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	5隻	定めなし
神戸	同上	操業区域の2	同上	同上	同上	1隻	同上
伊保	同上	操業区域の3	同上	同上	同上	3隻	同上
大塩町、的形	同上	操業区域の4	同上	同上	同上	11隻	同上
姫路市八木、白浜、中部、網干	同上	操業区域の5	同上	同上	同上	11隻	同上
家島町	同上	操業区域の6	同上	同上	同上	14隻	同上
由良町B	同上	操業区域の8	同上	同上	同上	4隻	同上
由良町C	同上	操業区域の9	同上	同上	同上	9隻	同上
岩屋	同上	操業区域の10	同上	同上	同上	14隻	同上
岩見	同上	操業区域の11	同上	同上	同上	5隻	同上

（注）漁業種類にある「機船なまこ漁業」とは船舶を使用するなまこ漁業をいう。

(2) なまこ漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	漁業者の数	漁業を営む者の資格
兵庫	なまこ漁業（注）	操業区域の1	11月1日から翌年4月30日まで			5人	定めなし
由良町A	同上	操業区域の7	同上			37人	同上

（注）漁業種類にある「なまこ漁業」とは船舶を使用しないなまこ漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年9月28日から同年10月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 1 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 2 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 3 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く
- 4 高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く
- 5 姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く
- 6 加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 7 洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 8 明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く
- 9 尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。
- 10 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 11 共第61号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域